



リニューアル第18号 2025年11月26日

発行／特定非営利活動法人大阪障害者センター

Tel 06-6697-9005 Fax 06-6697-9059

*2024年12月まで発行を続いた「壁ニュース」は、集団編集体制を整えつつ、「KABEニュース」として全面リニューアルして発行を開始いたしました。毎月2回以上のお届けを目指しますので、ご愛読をよろしくお願いいたします。

「全国障害者の暮らしの場を考える会」が記者会見 障害のある人の暮らしと家族の健康・暮らしの調査結果

「全国障害者の暮らしの場を考える会」は11月17日、同会が2025年6月から9月にかけて取り組んだ、「障害のある人の暮らしと家族の健康・暮らしの調査」に関する記者会見を行い、調査結果を取りまとめた佛教大学の田中智子教授、天理大学の深谷弘和准教授から結果概要について説明があり、続いて京都・埼玉・大阪の会員から障害当事者と家族の暮らしの実態についての報告が行われました。

ここでは主に、実態調査の結果概要の要旨とともに、二人の研究者が記者会見で述べた「調査からの考察」についてご紹介いたします。（以下、グループホームはGHと記します）

（文責：塩見洋介）

結果概要から見えてくる障害者・家族の暮らしの実態

1.調査の概要

- 有効回答数／全国の支部・会員経由やHPに掲載しスノーボール(連鎖紹介)方式で全国24都府県の2,151人から回答を得た
- 回答者年代／60代(32.5%)、70代(25.2%)、50代(22.6%)の順に多い
- 障害者の年齢／30代(28.7%)、20代(25.3%)、40代(22.6%)の順に多い
- 回答者の続柄／母親が78.7%、父親が9.8%
- 第一ケアラーである母親の割合／76.9%
- 現在の居所／家族同居63.3%、GH26.3%、入所施設5.6%
- 障害支援区分／6=37.8%、5=21.4%、4=17.6%
- 障害者の性別／男性=62.8%、女性=35.8%

2.親なき後の不安—「心配している」は90.2%

親なき後が「とても」もしくは「少し」不安と回答したのは全体で90.2%。「とても不安」の割合が多いのは、家族同居、GH、単身・共同生活、入所施設の順となった。

3.GH・入所施設は高齢＆家族規模が縮小

現在の居所別の障害者の平均年齢は、家族同居(34.3歳)→GH(42.5歳)→入所施設(43.2歳)の順に高くなっている。両親世帯(祖父母と同居を含む)は、家族同居では75.3%であるのに対して、GHでは62.8%、入所施設では61.4%となった。また、障害者からみて祖父母を含む三世代家族(両親世帯ひとり親世帯含む)は、家族同居では4.8%、GHでは3.1%、入所施設では2.0%となった。GH・入所施設の利用者の家族は高齢化し、家族規模も小さくなっている。

4.地域生活に必要な社会資源が不足

障害福祉等の社会資源について、「ショートステイ」を必要と感じている人の34.1%が不足していると回答。「日中一時支援」31.4%、「行動援護・移動支援」29.7%、「居宅介護」は22.3%が不足していると感じている。

5.頼りにする相談相手は福祉職員

家族が相談相手として「大いに」あるいは「まあまあ」頼りにしているのは、「日中活動の職員」が83.8%、「暮らしの場の職員」が73.8%となった。これは「家族」の72.7%よりも高い割合である。一方「行政の窓口・職員」は、「大いに」「まあまあ」を合わせて41.3%に留まり、障害区分が高いほど、頼りにする割合は低くなっている。

ケアを引き継いだ「きょうだい」には、相談できる人やケアを任せられる人がいない割合が高くなっている。

6暮らしの場の待機者・利用表明は45.8%

障害者との同居家族で暮らしの場の利用希望を表明したことが「ある」と回答したのは46.4%で、表明した相手は、「行政」23.6%、「入所施設」35.4%、「相談事業」50.6%となった。希望を表明してからの「待機」平均期間は5.35年で、ケアラーの年代が上がるほど待機期間が長くなっている。障害支援区分では、区分1・2が長くなっている。区分3・4では下がるもののが上がるほど長くなっている。

7.将来の暮らしの場は…

将来希望する暮らしの場では、GH53.7%、入所施設21.0%、家族同居18.3%となった。障害支援区分が高くなるほど、「入所施設」を希望する割合は高く、行動障害や医療的ケアが必要な場合も、入所施設の希望者が多い。

現在の居所との関係では、GH利用者の11.1%が入所施

設を希望し、入所施設を利用している人の 5.4%が GH を希望している。

8. 今の住まいは「終の棲家」となるのか

今の場所での暮らしをいつまで継続できるかについて、「一生継続できる」と回答したのは、家族同居が 5.8%、入所施設が 67.9%、グループホームが 36.5%、単身・他者との生活が 18.2%となった。継続できない理由としては、「家族同居」ではケアラーの高齢化、死去、「グループホーム」では、本人の健康状態、環境、制度の問題、「入所施設」では、本人の健康状態、制度の問題が挙げられた。

9. 今の住まいは「終の棲家」となるのか

暮らしの場の選択で重視していることは、「大変」・「まあまあ」をあわせて、「夜間も職員が常駐している」が 90.4%、「信頼している法人・事業所が設立した」が 91.4%となった。障害支援区分の高い人や、行動障害のある人ほど、これらの傾向が高くなっている。

10. 世帯に経済的ゆとりが「ない」 40.8%

世帯全体に経済的ゆとりがないと、「常に」あるいは「ときどき」思う人は 40.8%。障害者の収入を除く世帯年収が、いわゆる相対的貧困状態にあると考えられる 200 万円未満の世帯は 25.1%となった。

低所得層では世帯の家計を支える上で障害者の収入が不可欠となっている。世帯家計の維持のために障害者の収入が必要な割合が、200 万円未満の世帯では 69.1% にのぼり、グループホームや入所施設など暮らしの場を利用するなどをためらうことの要因ともなっている。

11. 家族の意見が施策に反映されない 82.3%

ケアを担っている家族の声も、当事者の声として尊重されることが求められる。

○「調査からの考察」① 田中智子佛教大学教授

暮らしの場の量的・質的な不足により9割の家族が親亡き後の心配を募らせている。特に強く不安を感じるかどうかは、暮らしの場の見通しの有無に左右されると言える。その解決には量的な充足だけでなく、障害の重度化・高齢化に対応できる仕組みが必要だ。

また、国が把握を保留している待機者については、行政側の判断による場合、多くは「限界」事例によるもののみが把握されていると考えられるが、実際には多くの家族が希望している。ニーズを汲み取る仕組みと、それに基づく社会資源の整備が必要だ。

高齢の親にとって、平均5年に及ぶ待機期間は、待ちきれないという状況だと思う。現実的には非常に深刻な「老・障介護」、またはその予備軍と思われる人たちが地域に多くいることが推測される。高齢になり、親自身が健康に不安を抱いたり、要介護状態にあるにもかかわらず、

障害のある子どもと同居してケアの交代者や相談相手もないなくて、孤立した状態でケアを担い続けている人たちがいる。そのような家族ケアラーは、長年障害者のケアを担っているため就労機会が保障されず、低年金であることが推測され、障害のある子どもの所得を家族全体の家計と分離させることが困難で、障害本人の QOL も低下した状態で、先の見えない同居を継続していると思われる。さらにそのような状態の親から、ケアを引き継がなければならぬ「きょうだい」たちの孤立は一層深刻であることが推測される。

本来であれば、社会が第一次的な責任を担うべき障害のある人たちのケアを引き受けている家族の多くが、現在の障害者施策に家族の意見が反映されていないと考えている。家族の意見を政策形成過程に反映する仕組みが必要と考える。

○「調査からの考察」② 深谷弘和天理大学准教授

今年は、障害者自立支援法の施行から20年の年になる。この間、福祉サービスの量的拡充を目的に規制緩和が進み、「競争原理によって質を高める」政策が推進されてきた。

しかし今回の調査では、依然として家族が第一義的なケア責任を担い、その家族が「安心して託せない」と感じている現状が明らかとなった。調査報告にあるように、家族が暮らしの場を選ぶ際に重視するのは、信頼できる法人が運営しているかどうか、また夜間支援が充実しているのかという点であった。

暮らしの場への移行をめぐる相談ということにおいても、家族に相談するよりも施設職員をたよりにしているということが示されている。

現在グループホームの増加など、多様な供給主体の参入によって、グループホームをはじめとした福祉サービスの「量的規制」の議論も始まっているが、今回の調査では家族からは「グループホームの整備はまだ不十分だ」という声があげられている。

こうした家族の不安をふまえると、行政の責任をより明確化した上で、暮らしの場の在り方を検討する必要がある。また家族が夜間のサポートを十分に受けられるかどうかということを不安に抱く背景には、施設の人員不足の深刻さというものを、家族も実感しているからだと思われる。今後職員の待遇改善も含めて、障害福祉サービスの報酬の在り方の検討が必要だ。

今回調査の「自由記述」では、すべての当事者や家族が「頼れる法人」に出会えている現状でないことが分かった。利用契約制度は、選択を保障する仕組みではあるが、申請や選択が難しいケースにおいては行政の関与が不可欠であり、国や自治体の責任を再確認した上で、地域で当事者とその家族が安心して暮らせる環境整備を進めすることが求められていると言える。